

足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

足利市福祉部介護保険課

1 条例制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、各市町村において指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることになりましたので、新たに条例を制定するものです。

2 条例の概要

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、従来、介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）に定められていましたが、地方分権改革により市町村の条例で定めることとなりましたので、次のとおり定めることとします。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

ア 足利市における独自基準

①「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域を支えるネットワークづくりを進めるため、指定地域密着型介護予防サービス事業者の連携先に「地域包括支援センター」を追加します。

該当する条項：第3条

②指定地域密着型介護予防サービス事業者は、普段から非常災害に備えるために事業者の責務として利用者等の安全確保のための対策をより具体的に講じなければならないこととします。

該当する条項：第31条及び第60条

なお、指定介護予防認知症対応型共同生活介護については第60条を準用します。

③指定地域密着型介護予防サービス事業者における記録の整備に関する

基準として、サービス提供記録、従業者の勤務記録、介護給付費の請求明細等の介護報酬の算定に係る記録について5年間保存しなければならないこととします。

該当する条項：第41条、第65条及び第86条

イ その他の基準

アのほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとします。

(2) 地域密着型介護予防サービス事業を行う者の指定申請に係る資格に関する基準

介護保険法と同様の内容を定めることとし、今回の条例制定による変更はありません。

該当する条項：第4条

3 条例の施行期日 平成25年4月1日

足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

		見出し	基準条例	【参考】基準省令
第1章	総則	趣旨	第1条	第1条
		定義	第2条	第2条
		指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	第3条	第3条
		法第115条の12第2項第1号の条例で定める者	第4条	-
第2章	介護予防認知症対応型通所介護			
第1節	基本方針		第5条	第4条
第2節	人員及び設備に関する基準			
第1款	単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	従業員の員数	第6条	第5条
		管理者	第7条	第6条
第2款	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	設備及び備品等	第8条	第7条
		従業員の員数	第9条	第8条
第3節	運営に関する基準	利用定員等	第10条	第9条
		管理者	第11条	第10条
		内容及び手続の説明及び同意	第12条	第11条
		提供拒否の禁止	第13条	第12条
		サービス提供困難時の対応	第14条	第13条
		受験資格等の確認	第15条	第14条
		要支援認定の申請に係る援助	第16条	第15条
		心身の状況等の把握	第17条	第16条
		介護予防支援事業者等との連携	第18条	第17条
		地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助	第19条	第18条
		介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	第20条	第19条
		介護予防サービス計画等の変更の援助	第21条	第20条
		サービス提供の記録	第22条	第21条
		利用料等の受領	第23条	第22条
		保険給付の請求のための証明書の交付	第24条	第23条
		利用者に関する市長への通知	第25条	第24条
		緊急時等の対応	第26条	第25条
		管理者の責務	第27条	第26条
		運営規程	第28条	第27条
		勤務体制の確保等	第29条	第28条
		定員の遵守	第30条	第29条
		非常災害対策	第31条	第30条
		衛生管理等	第32条	第31条
		掲示	第33条	第32条
		秘密保持等	第34条	第33条
		広告	第35条	第34条
		介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	第36条	第35条
		苦情処理	第37条	第36条
事故発生時の対応	第38条	第37条		
会計の区分	第39条	第38条		
地域との連携等	第40条	第39条		
記録の整備	第41条	第40条		
第4節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	第42条	第41条
		指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	第43条	第42条

足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

		見出し	基準条例	【参考】基準省令
第3章	介護予防小規模多機能型居宅介護			
第1節	基本方針		第44条	第43条
第2節	人員に関する基準	従業員の員数等	第45条	第44条
		管理者 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	第46条 第47条	第45条 第46条
第3節	設備に関する基準	登録定員及び利用定員 設備及び備品等	第48条 第49条	第47条 第48条
第4節	運営に関する基準	心身の状況等の把握	第50条	第49条
		介護予防サービス事業者等との連携	第51条	第50条
		身分を証する書類の携行	第52条	第51条
		利用料等の受領	第53条	第52条
		身体的拘束等の禁止	第54条	第53条
		法定代理受領サービスに係る報告	第55条	第54条
		利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付	第56条	第55条
		緊急時等の対応	第57条	第56条
		運営規程	第58条	第57条
		定員の遵守	第59条	第58条
		非常災害対策	第60条	第58条の2
		協力医療機関等	第61条	第59条
		調査への協力等	第62条	第60条
		地域との連携等	第63条	第61条
居住機能を担う併施設等への入所等	第64条	第62条		
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	記録の整備	第65条	第63条
		準用	第66条	第64条
		指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	第67条	第65条
		指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	第68条	第66条
		介護等	第69条	第67条
		社会生活上の便宜の提供等	第70条	第68条
第4章	介護予防認知症対応型共同生活介護			
第1節	基本方針		第71条	第69条
第2節	人員に関する基準	従業員の員数	第72条	第70条
		管理者	第73条	第71条
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	第74条	第72条
第3節	設備に関する基準		第75条	第73条
第4節	運営に関する基準	入退居	第76条	第74条
		サービス提供の記録	第77条	第75条
		利用料等の受領	第78条	第76条
		身体的拘束等の禁止	第79条	第77条
		管理者による管理	第80条	第78条
		運営規程	第81条	第79条
		勤務体制の確保等	第82条	第80条
		定員の遵守	第83条	第81条
		協力医療機関等	第84条	第82条
		介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止	第85条	第83条
		記録の整備	第86条	第84条
		準用	第87条	第85条
		第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	第89条			第87条
介護等	第90条			第88条
		社会生活上の便宜の提供等	第91条	第89条
附 則		施行期日	第1条	附則第1条
		経過措置	第2条	附則第2条
			第3条	附則第7条